

2025 年日本国際博覧会 タイプ C 共同館（国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F）運営管理業務に係る企画提案公募要領

2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、パビリオンタイプ C・共同館（協会がパビリオンを建築、公式参加者が展示区画内を内装・展示工事する出展形態）の 4 館（国際機関館・コモンズ C、E、F 館）に対して、総合運営管理業務を実施する事業者を公募する。なお、本業務には、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、円滑な遂行を行うため、企画提案公募を採用して事業者を選定する。

1 業務名等

『2025 年日本国際博覧会 タイプ C 共同館（国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F）運営管理業務』

(1) 本業務の趣旨・目的

本業務は、万博の海外パビリオンにおいて、複数の公式参加者が展示参画するタイプ C 共同館 4 館の統括管理を行い、各パビリオンの運営管理を円滑に遂行する業務を委託する。

(2) 業務概要

業務：パビリオンタイプ C・共同館 4 館に対する運営管理計画等の策定業務及び運営管理業務

契約期間：契約締結日～2025 年 11 月 30 日（日）まで

詳細は各業務の「仕様書」のとおり。

※仕様書及び参考資料は、提供申込を提出した者に限り開示する。

【参考資料】

・パビリオン情報（会場配置図、参考レイアウト）

・タイプ C パビリオンガイドライン

※契約事業者には、協会が定めた関連ガイドラインの提供を行う予定。

(3) 委託上限額（※契約締結日～2025 年 11 月 30 日までの上限金額）

293,000,000 円（税込）

(4) 業務期間

契約締結日から 2025 年 11 月 30 日（日）までとする（予定）。

2 スケジュール

2024 年 10 月 28 日（月）	公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始
2024 年 11 月 05 日（火）	仕様書等提供申込受付締切
2024 年 11 月 07 日（木）	質問締切
2024 年 11 月 11 日（月）	質問回答
2024 年 11 月 18 日（月）	提案書類提出締切
2024 年 11 月中旬（予定）	選定委員会
2024 年 11 月下旬（予定）	審査結果通知・最優秀事業者公表
2024 年 11 月下旬（予定）	契約締結・業務開始

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、共同企業体で参加する場合にあっては、構成員全員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。（ただし、(5)は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権していない者
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げるいずれかの業務を履行した実績があること（提案者と連携して事業を実施する者を含む）。
 - ア 博覧会国際事務局（BIE）または国際園芸家協会（AIPH）の承認のもと開催される国際博覧会に係るパビリオン展示・運営や、イベントの計画、若しくは実施業務
 - イ 類似する国際イベントに係るイベント・催事の企画・運営・実施業務、若しくは事務局業務
- (6) 共同企業体に係る事項
 - ア. 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。
 - イ. 代表者要件
代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すると。

4 応募に係る事項

- (1) 公募要領の配布
 - ア. 配布期間
2024年10月28日（月）から2024年11月18日（月）まで
 - イ. 配布場所、配布方法
会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない）。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
 - ウ. 配布物
 - ・公募要領（本紙）
 - ・企画提案書作成要領（別添1）
 - ・契約書一式（別添2）
 - ・仕様書（別添3） ※「下記(2)仕様書等の提供」のとおり
 - ・評価基準配点表（別添4）
 - ・仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）
 - ・参加表明書（様式2）
 - ・参加資格保持誓約書（様式3）
 - ・応募金額提案書・内訳書（様式4）
 - ・事業実績申告書（様式5）
 - ・共同企業体届出書（様式6）
 - ・共同企業体協定書（様式7）
 - ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8）
 - ・使用印鑑届（様式9）

- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10）
 - ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11）
 - ・質問票（様式 12）
 - ・委任状（様式 13）
- (2) 仕様書等の提供
- ア. 提供申込期間
2024 年 10 月 28 日（月）から 2024 年 11 月 05 日（火）17 時まで
※土曜日及び日曜日を除く 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）
- イ. 申請方法
仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 1）、参加表明書（様式 2）、参加資格保持誓約書（様式 3）の電子データ（PDF）を電子メールにより下記ウ. 送付先へ提出すること。
※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025 年 日本国際博覧会 タイプ C 共同館（国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F）運営管理業務」と明記すること。
※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けない。
- ウ. 送付先
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 国際局 参加調整部 参加調整課
送付先メールアドレス：typec_contact@expo2025.or.jp
- エ. 開示方法
電子メールにより順次開示する。
- (3) 質問の受付及び回答
- ア. 受付期間
2024 年 10 月 28 日（月）から 2024 年 11 月 07 日（木）17 時まで
- イ. 提出方法
電子メール（アドレス：typec_contact@expo2025.or.jp）で受付ける。
※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 タイプ C 共同館（国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F）運営管理業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載してファイル添付すること。
※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。
※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。
※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。
※ア. 受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。
※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じない。
- ウ. 質問の回答
質問への回答は、11 月 11 日（月）に(2)イにて仕様書等の提供を申し込み、提供を受けた事業者に対してメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「※「2025 年日本国際博覧会 タイプ C 共同館（国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F）運営管理業務」の企画提案公募について」】に掲載する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
- (4) 応募書類の受付
- ア. 受付期間
2024 年 10 月 28 日（月）から 2024 年 11 月 18 日（月）17 時まで
- イ. 提出方法
下記の宛先へ郵送により提出すること。（上記期間に必着、持参による提出は不可）
宛先：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 国際局 参加調整部 参加調整課
（担当：西岡、丸橋）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。(送信先：typec_contact@expo2025.or.jp)

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

(電話番号：06-6625-8719)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで(12時から13時を除く)

ウ. 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

- (5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

(企画提案に係る書類は、「企画提案書作成要領(別添1)」に留意して作成すること。)

【応募時に必要な書類】

ア. 企画提案書

①企画提案書(A4用紙・横向き・40ページまで(表紙・目次含まず)、両面印刷、様式は問わないが別添1「企画提案書作成要領」2.に沿って作成のこと。: 原本1部、副本1部、副本の電子媒体)

②応募金額提案書・内訳書(様式4: 原本1部、副本1部、副本の電子媒体)

イ. 業務実績申告書(様式5: 原本1部、副本1部)

※3 公募参加資格(5)の履行実績ア、イを詳細に記載すること

ウ. 共同企業体で応募の場合

①共同企業体届出書(様式6: 原本1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式7: 原本1部)

エ. 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式8: 原本1部)

- (6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

- (7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

- (8) その他

ア. 応募は1応募者1提案とする(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ. 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体(CD-R、DVD-R等)に格納したPDFファイル(企画提案書は副本のみ)でも提出すること。

ウ. 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>

「2025年日本国際博覧会 タイプC 共同館(国際機関館・コモンズ-C・コモンズ-E・コモンズ-F) 運営管理業務」提案書

株式会社〇〇(法人名)

エ. 書類提出後の差し替えは認めない(協会が補正等を求める場合を除く)。

オ. 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 審査の方法

(1) 審査方法

- ア. 選定委員会委員が（別添４）評価基準配点表に基づき、委員全員の採点を合計し、平均点を技術点とする。
ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ. 審査は、書類審査にて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設ける。プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションは対面形式での実施（大阪市内）を予定している。
- ウ. 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、200点満点中 120点以下（各選定委員の平均点）の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ. 協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定する。
- (2) 審査基準
審査票に記載の審査項目・評価対象・配点をもとに審査する。

	項目	審査内容	配点
①	技術点	【別添４】評価基準配点表のとおり	140
②	価格点	満点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	60
合 計			200

- (3) 審査結果
- ア. 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。
- イ. 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
- ①最優秀提案事業者（共同企業体の場合は、加えてその代表構成員名）（名称・評価点・提案金額）
 - ②全提案事業者の名称（共同企業体の場合は、加えてその代表構成員名） ※50 音順
 - ③全提案事業者の評価点 ※得点順（提案事業者が２者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
 - ④最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
 - ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）
次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。
- ア. 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ. 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ. 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- エ. 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出
契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。
- 【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】
- ア. 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）
- イ. 法人登記簿謄本（１部）（発行日から３カ月以内のもの）
- ウ. 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
- ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ. 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書

オ. 使用印鑑届（様式 9：原本 1 部）

カ. 印鑑証明書（原本 1 部）

キ. 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10：原本 1 部）

ク. 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11：原本 1 部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから 2 営業日後の 17 時までに提出をすること。

7 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、業務(ア)(イ)ごとに契約を締結する。(別添 2)

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10）を提出すること。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約候補者が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
([sustainable_code_3rd_20240517.pdf](#))
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力が支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- ・情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意すること。